

# 令和4年度中学校英語スピーキングテスト実施業務委託仕様書

## 1 業務名

令和4年度中学校英語スピーキングテスト実施業務

## 2 目的

香川県では、児童生徒の英語の4技能をバランスよく育成し、コミュニケーション能力の育成を目指し、英語教育に取り組んでいる。

しかし、聞いたり読んだりしたことをもとに英語で答える力は依然として課題が大きく、小中高を通じた英語教育を推進する新学習指導要領の方向性や、グローバル社会において活躍する人材育成といった国や県の動きを踏まえ、すべての公立中学生に、「スピーキングテスト」を実施する。このことにより、生徒が自身の英語力を把握し、進路実現に向けた学習スタイルを確立するとともに、本調査を実施することで、教員が「聞く」「読む」「書く」「話す」の4技能をバランスよく育成する英語の授業改善を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日～令和5年3月30日

## 4 委託業務履行場所及び調査対象

香川県内の全公立中学校及び全公立中学2年生の調査対象人数8,000名程度

## 5 委託内容

英語スピーキングテストの作問及び実施、採点、結果分析、これらに伴う説明会の実施や機械の手配、輸送手段の調整を含む。

英語スピーキングテストの仕様、提案等

受託者は、発注者と協議の上、以下の要件を満たす英語スピーキングテストを実施する。

### (1) テスト問題の内容に係る要件

①以下のパターンの問題を少なくとも3題は含むこと。

- ・英語を含む図などを見ながら、英語での質問を聞いて、答える問題
- ・動画の中の英語を話している人から質問されて、適切に応答する問題
- ・写真や絵などの視覚的補助を利用しながら、条件に合うものを説明する問題
- ・写真や絵などの視覚的補助を利用しながら、聞き手に話の流れを伝える問題
- ・身近なテーマについて、自分の意見とその理由を述べる問題

②CEFRレベルのA1～A2レベルの英語を網羅的に取り入れたもの。

③日常的な英語使用場面での会話を取り入れること

④タスクベースの課題解決型の問題を取り入れること

⑤中学生の英語使用場面において、思考・判断・表現の力を測定するもの

(2) テストの仕様に関する要件

- ①一定数以上の受験者数があり、データの信頼性が高い調査問題を提供すること。
- ②相対評価ではなく、学習指導要領の定着状況を図ることのできる絶対評価型の調査設計・評価手法であること。
- ③調査結果は、評価スコアの推移を経年でも追跡できる設計を行うこと。
- ④生徒一人ひとりについて、実施時間が20分程度で、学校の教員が、教室等において一斉に実施できるよう、話すことの技能を測定するために対人形式ではなく、タブレット端末等を利用した音声録音による解答形式を用い、分野別（発音、流暢さ等）に評価できる調査設計であること。
- ⑤話される英語は、アメリカ英語を主とすること。

(3) 個人成績表（仮名）の作成に関する要件

- ①受験者一人一人に紙媒体で配付できる形式
- ②設問別の結果及びその解説を含むもの
- ③解説の内容は生徒の今後の学習スタイルの確立に資するもの
- ④自己の英語運用力及び英語を使ってできることを把握、認識できるもの

(4) 本業務は以下の要件を満たすこと

- ①中学生の英語運用力や課題について調査研究し、分析したデータに基づき、検定実施の全学校及び各市町(学校組合)教育委員会に対してデータ提供、分析結果の提示等を行い、各校及び各市町(学校組合)教育委員会が指導内容、指導方法の工夫改善を行うことができるようにする。
- ②全実施校の検定結果を、実施校別にまとめ、学校別分析、市町(学校組合)教育委員会別分析及び県全体としての分析結果を、香川県に提出する。
- ③香川県の生徒の「話すこと」における英語運用力の実態、また、学校別の傾向を的確に把握するとともに、県が設置する協議会等において、県全体の実態とその指導改善の方向性について、参加者（教員及び指導主事）に広く周知する。
- ④検定の実施に関する質問等に対応するため、問い合わせコールセンターを設置する。
- ⑤障害等のある受験に対し、合理的配慮を行う。
- ⑥感染症対策として、ヘッドセットは全員分を準備するとともに、タブレットを拭くための除菌シートを準備する。
- ⑦事情により、検定実施の1カ月前までに本業務に関する集合形式の実施説明会を開催できない場合は、DVDの配付やオンラインでの開催とする。
- ⑧その他、香川県が必要と認め、受託者が合意した業務を行う。

6 調査実施時期

- (1) 令和5年1月12日から令和5年1月20日を基準期間とする。
- (2) 基準期間内において、あらかじめ香川県が指定した各校の実施日に実施すること。

## 7 契約締結後の事業計画

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 9月下旬頃  | スピーキングテスト実施要項作成完了   |
| 10月中旬頃 | 各校へ実施要項・希望日調査票の送付   |
| 11月上旬頃 | 各校実施日の決定通知          |
| 1月中旬頃  | スピーキングテスト実施         |
| 2月下旬頃  | 結果分析表（個人用、学校用）送付    |
| 3月中旬頃  | 結果分析表（市町教委用、県教委用）送付 |

## 8 機器等の発送及び回収

- (1) 調査に要する機器は、受託者が実施日の2日前までに各学校へ発送すること。また、機器の回収については、原則、実施日の翌日に行うこと。
- (2) 機器の配送及び回収については、受託者又は受託者が手配した業者が行う。
- (3) 万一、学校に送付された機材が損傷したり、すでに不具合があったりした場合は、予備のもので対応すること。また、各種修理の費用は受託者が負うこととする。

## 9 受託者の負担する経費

受託者の負担する経費は、次のとおりであり、これらは全て当該業務委託料に含まれるものとする。

- (1) スピーキングテストの受験料
- (2) 県が設置する協議会におけるスピーキングテスト実施結果の説明に係る経費
- (3) 当該業務委託に係る委託企画費・各種手続き費用
- (4) その他、委託業務の履行に要する一切の費用

## 10 留意事項

- (1) 受託者は、この委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」とする。）しないこと。一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性が記載された書面を提出し、香川県の承認を得なければならない。
- (2) 受託者が各学校に送付するものは、すべて事前に発注者にも送付又は周知すること。
- (3) 受託者は、この業務委託に関し、関係法令等を遵守しながら誠実に業務を実施すること。
- (4) 受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き、守秘義務を負う。このことは、本件委託業務が終了した後も同様とする。
- (5) 受託者は、受託業務責任者を置き、受託業務責任者は、円滑な受託業務の履行を管理し、香川県との連絡にあたること。
- (6) その他、この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、香川県と協議・合意の上、別途定める。

以上